

資料 2

事業ごみ（事業系一般廃棄物） 手数料の改定案について

倉敷市

環境リサイクル局リサイクル推進部

一般廃棄物対策課

令和3年1月26日

本日の内容

- 序論 1 事業ごみの排出削減への現状と課題
 - (1) 現状と削減への取り組み (別資料参照)
 - (2) 課題
- 2 事業ごみの処分に係る基本的事項
- 本論 1 事業ごみ手数料の現状について
 - (1) 事業ごみ手数料の基本的な考え方
 - (2) 事業ごみ手数料改定変遷
 - (3) 岡山県内の事業ごみ手数料状況
 - (4) 事業ごみ手数料の改定ポイント
- 2 事業ごみ手数料の改定案について

1 事業ごみの排出削減への現状と課題

(1) 現状と削減への取り組み（別資料参照）

- ごみの排出量は景気の動向に左右される傾向
- くらしキック20の目標値から大きく乖離
- 排出事業者への訪問指導や搬入事業者への搬入物検査の強化

環境負荷の少ない
持続可能な都市を
目指す



(2) 課題

- SDGsでは2030年までに、廃棄物を大幅に削減すること
- くらしキック20の目標値は、現計画では**平成19（2007）年度を基準に令和6（2024）年度までに20%削減（58,948 t /年）することだが、現状と目標値の乖離を鑑み、令和17（2035）年度までに目標達成できるよう設定する。（計画改定案のとおり）**

2 事業ごみの処分に係る基本的事項

(1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第3条

(事業者の責任)

事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。

(2) 廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針（平成28年1月環境省）

(地方公共団体の役割)

経済的インセンティブを活用した一般廃棄物の排出抑制や再使用、再生利用の推進、排出量に応じた負担の公平化及び住民の意識改革を進めるため、一般廃棄物処理の有料化の更なる推進を図るべきである。

注) インセンティブとは目標を達成するための動機（刺激）・誘因

(3) 一般廃棄物処理有料化の手引き（平成25年4月環境省）

廃棄物処理法上、市町村では、当該市町村内における事業系を含めた全ての一般廃棄物の処理について統括的な責任を有するが、事業系一般廃棄物については、排出事業者自らの責任において適正に処理することが義務付けられている。そのため、市町村において処理する場合でも、**廃棄物の処理に係る原価相当の料金を徴収することが望ましい。**

👉 事業ごみ手数料とは



排出事業者が負担している「ごみ処理料金」は、許可業者がごみを運ぶための料金（収集運搬料金）と、市がごみを処理するための料金（ごみ処理手数料）の合計となっており、ごみ処理手数料が「事業ごみ手数料」であり、倉敷市の1トンあたりのごみ処理原価をもとに定めている。

1 事業ごみ手数料の現状について

(1) 事業ごみ手数料の考え方

①ごみの処理原価

$$= \frac{\text{運営費}(\text{※運転委託料} - \text{売電収入}) + \text{建設費}}{\text{ごみ処理量}}$$

②ごみの処理原価

$$= \frac{\text{運営費}(\text{※運転委託料} - \text{売電収入})}{\text{ごみ処理量}}$$

事業ごみ手数料については、搬出事業者処理責任の原則から
ごみの処理原価の全額とすることが望ましい

※運転委託料⇒人件費や光熱水費や補修費など

※建設費⇒施設建設費

(2) 事業ごみ手数料改定変遷 (基108頁)

➤ 大幅な改定は、H18年度 (90円/10kg⇒**130円/10kg**)、
 現在、**136円/10kg** (R1.10.1消費税変更分の転嫁)

実施年	処理手数料	改定増額分
H9.4	600円/100kg	
H9.11	120円/20kg	
H10.4	60円/10kg	
H13.4	90円/10kg	30円の増額改定
H18.4	130円/10kg	40円の増額改定
H26.4	133円/10kg	消費税率の変更分転嫁(8%)
R1.10	136円/10kg	消費税率の変更分転嫁(10%)

H17年度見直し			
ごみ処理コスト 24,318(円/t)			
事業者負担	9,000	➔ 13,000 88.8%	<div style="border: 2px dashed red; border-radius: 50%; padding: 5px; text-align: center;"> 運営費 14,639 </div>
	改定		
税金負担			建設費 9,679

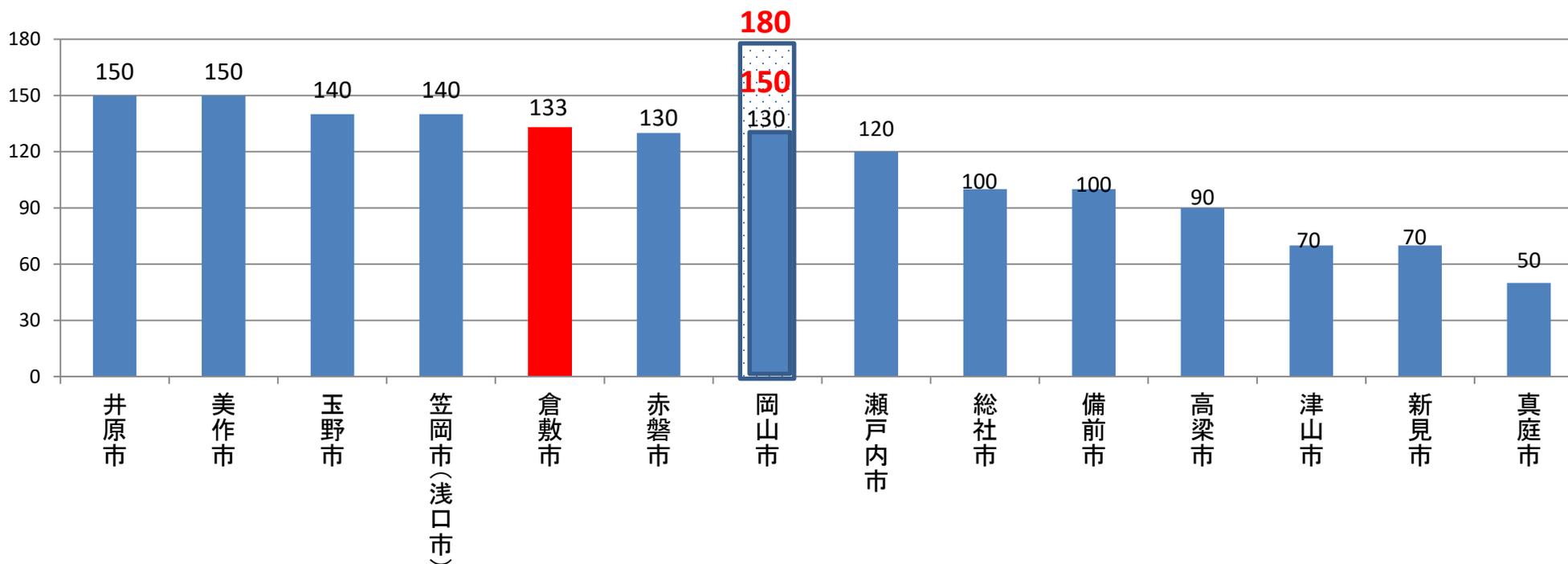
※平成18年4月から約14年間、実質的な手数料改定をしていない。

(3) 岡山県内市の事業ごみ手数料状況 (H30年度調査)



岡山市は

R3年4月に手数料を130円/10kgから150円/10kgへ改定実施し、
R5年4月(2年後)には180円/10kgへ改定実施する。



△近隣市と手数料が違う場合に考えられる懸念
⇒事業ごみが流れてくる可能性あり

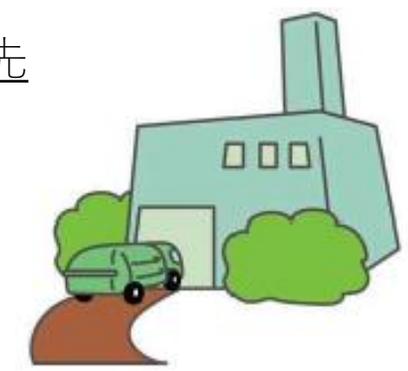
排出事業者
(岡山市)

許可業者
(岡山市許可)

岡山市の処理施設

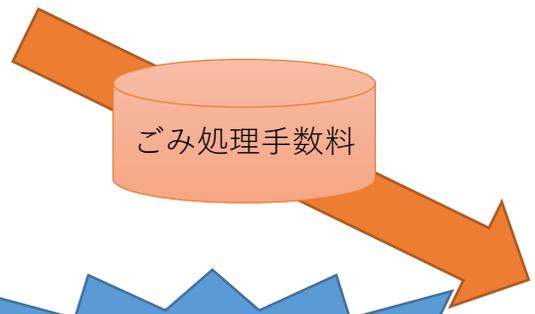


通常の処理先



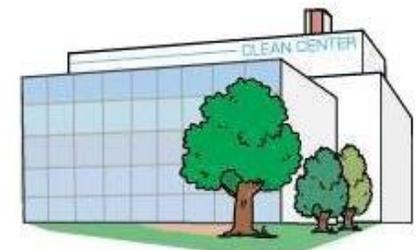
☞一般廃棄物は、原則として、
排出された市町村の区域内で処理
することになっている。

☞一般廃棄物の収集運搬業を行うため
には管轄する市町村の許可が必要。
→岡山・倉敷両市の許可を取得している
業者も有



料金が安い処理施設へ搬
入しようとする可能性
(廃棄物処理法違反)

倉敷市の処理施設



(4) 事業ごみ手数料の現状と改定ポイント

ごみ処理原価（処理コスト）21,679円/t（運営費17,369+建設費4,310）は直近の過去5年間（H26年度からH30年度）の平均値で、**全額負担が望ましいが**・・

		ごみ処理コスト 21,679(円/t)	
	(現状)		
事業者負担	13,600		運営費 17,369
税金負担			建設費 4,310

1. 公費負担のあり方

(H25.4環境省一般廃棄物有料化の手引き抜粋)
 ……廃棄物の処理に係る原価相当の料金を徴収することが望ましい。

2. 近隣自治体のごみ手数料との均衡

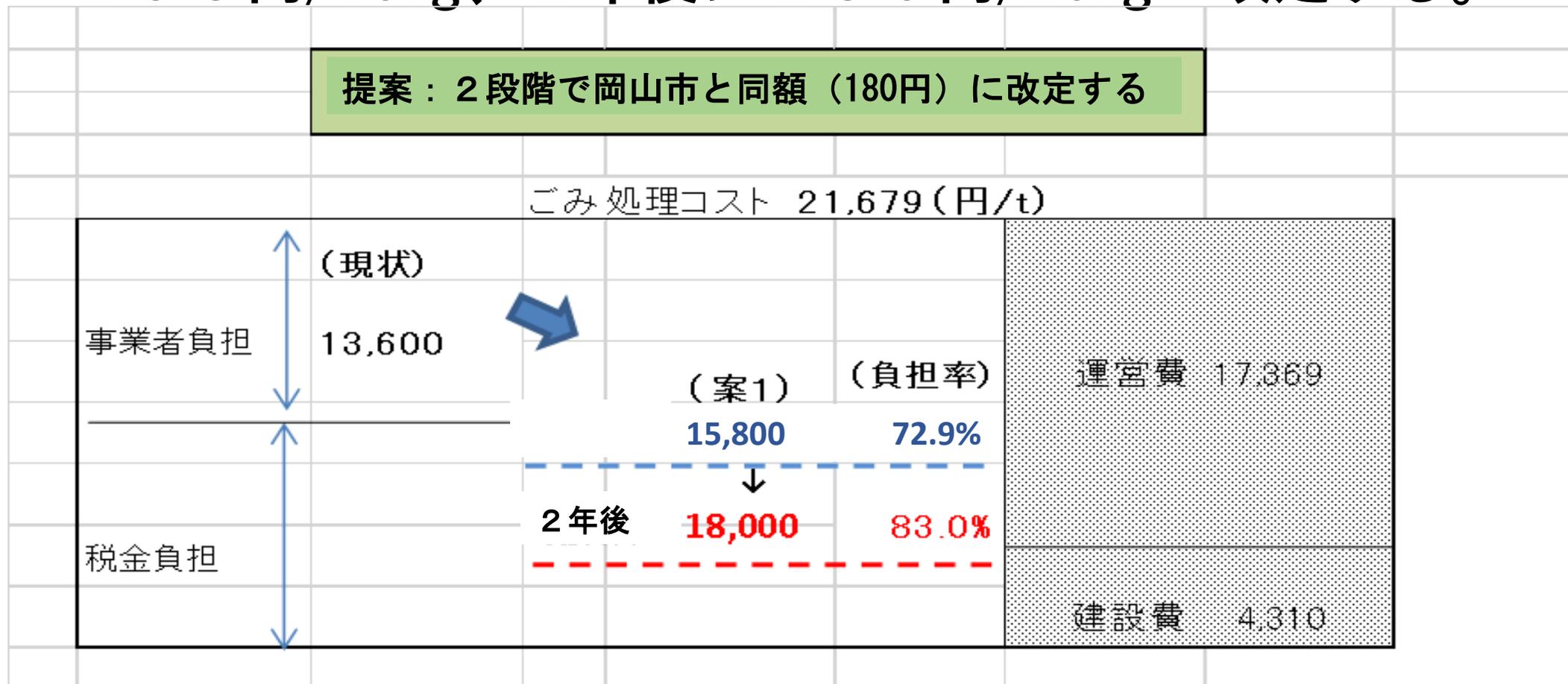
3. 排出事業者の事業活動への影響

・ごみ処理原価費用の全額を受益者の負担でまかなうことを原則としつつ、**様々な影響を考慮する必要がある。**

2 事業ごみ手数料の改定案について

(案) 近隣市（岡山市）と同額改定する。

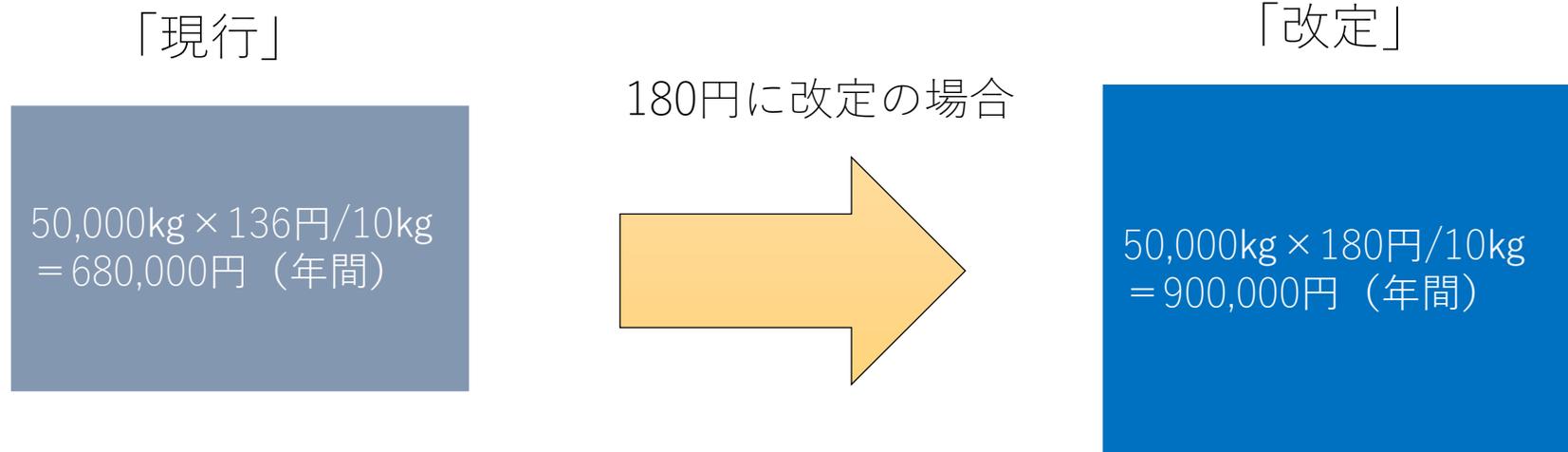
158円/10kg、2年後に180円/10kgへ改定する。



(参考)

ごみ処理手数料改定による影響（モデルケース）

倉敷市内の一般的なスーパーマーケットから排出されるごみ量が
年間50トンとすると



※ このスーパーマーケットの場合、年間22万円の負担増となる
（1トンにつき4,400円の負担増）